

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【四半期会計期間】	第96期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立川 直臣
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	03（5860）2121
【事務連絡者氏名】	管理部 経理部長 松島 英寿
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目1番11号
【電話番号】	0268（34）5211
【事務連絡者氏名】	管理部 経理部長 松島 英寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第95期 第2四半期 連結累計期間	第96期 第2四半期 連結累計期間	第95期
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	(百万円)	10,246	9,331	20,638
経常利益	(百万円)	152	780	329
四半期(当期)純利益	(百万円)	383	623	290
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	238	1,408	856
純資産額	(百万円)	4,618	6,622	5,235
総資産額	(百万円)	20,501	18,036	18,690
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	5.64	8.99	4.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	4.41	7.32	3.34
自己資本比率	(%)	19.4	32.4	24.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,473	340	1,487
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△521	1,140	△20
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△487	△1,314	△2,062
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	4,548	3,520	3,265

回次		第95期 第2四半期 連結会計期間	第96期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	2.53	7.22

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(東京特殊電線株式会社)、親会社1社、子会社9社及び関連会社6社により構成されており、電線・デバイス、情報機器の製造、販売を主たる業務としております。

当第2四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

<電線・デバイス>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

<情報機器>

平成25年7月に株式会社JVCケンウッドへの吸収分割を行い、同事業から撤退しました。

これに伴い、東特長岡株式会社については、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

<その他>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における経済情勢は、米国経済の復調並びに国内では金融緩和をはじめとした経済対策効果により景気は緩やかな回復基調となりましたが、欧州経済の停滞や中国及びアジアの一部で景気減速などの下振れ懸念を抱えた状況で推移しました。

このような経営環境の中、当社グループは、抜本的に利益体質の構築を図るべく前々連結会計年度より事業構造改革に取り組んでまいりました。一方で、当社の基盤事業及び注力事業として今後伸ばす事業である電線・デバイス事業においては、特長ある技術開発力を活かした製品の開発、生産体制の拡充、品質向上及び原価低減を推進してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は、ハードディスクドライブ用コイル加工品事業及び情報機器事業の会社分割等により、前年同期比9億1千5百万円減少し93億3千1百万円となりました。

営業利益は、電線・デバイス事業において売上高増加及び原価低減による効果により損益改善を図り、また、人員体制を縮小し固定費圧縮を図ったこと等により、前年同期比4億5百万円増加し6億6千万円となりました。

経常利益は、為替による影響は前年同期の為替差損4千4百万円から5千8百万円の為替差益となり1億2百万円改善され、持分法による投資利益は前年同期の1千7百万円から4千3百万円増加し6千万円となり、また、支払利息は前年同期比で2千2百万円減少し9千6百万円となったこと等により、前年同期比6億2千8百万円増加し7億8千万円となりました。

四半期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益8千4百万円を計上しましたが、特別損失として海外上場有価証券等の売却による投資有価証券売却損1億2千1百万円を計上し、また、前年同期はタイの製造子会社の洪水被害による保険金収入4億8千1百万円があったことにより、前年同期比では2億4千万円の増加にとどまり6億2千3百万円となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

(電線・デバイス)

ケーブル・配線材は、ゲーム機の電源トランスに使用される三層絶縁電線は年末商戦に向けて受注量は増加し、また、鉄道ケーブルも受注量は増加が続いており、売上高及び利益に大幅に貢献しました。

ヒータ関連製品は、自動車向けのシート用ヒータの好調が続いており生産性も向上したことにより売上高及び利益に貢献しました。

線材加工品は、半導体検査治具に使用されるコンタクトプローブは、スマートフォンの基板検査需要の増加により売上高は増加が続いており、また、サスペンションワイヤの売上高もスマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用が伸長し、従来からの光ピックアップレンズ懸架用の受注量減少をカバーすることとなりました。

コイルは、売上高は減少しましたが、原価低減策により損益は好転し、ケーブル加工品は、自動車用配線材等の受注量増加により売上高は増加しました。

フレキシブルフラットケーブルは、プリンター用の受注量は増加傾向ですが、海外製造子会社の人件費高騰による影響により利益は大幅に減少しました。

ハードディスクドライブ用コイル加工品は、フィリピンにある製造子会社は会社分割に伴う株式譲渡によりセグメント業績への反映は前第2四半期連結累計期間で終了しており、国内製造部門での関連部品の製造に限定されたため、前年同期比で売上高及び利益は大幅に減少しました。

この結果、電線・デバイス全体では、売上高は、前年同期比1億4千9百万円増加し74億9千1百万円となり、セグメント損益は、前年同期比3億2千1百万円増加し6億7千3百万円の利益となりました。

(情報機器)

情報機器事業については、平成25年7月1日を効力発生日として会社分割しましたので、情報機器のセグメント業績への反映は、第1四半期連結累計期間で終了しました。

第1四半期連結累計期間においては、医用画像表示用高精細ディスプレイは、アジア向けは低迷しましたが、欧州向けは前年並みの売上高を確保し、北米は大口需要等により売上高は増加しました。また、国内市場は超音波診断装置用が堅調に推移したため、ディスプレイ全体の売上高は、前年同期比で増加しました。

基板加工は、自動車用は北米及び低迷していた中国市場の回復により売上高は増加しましたが、得意先の生産拠点の海外シフトによる影響のため、基板加工全体の売上高は、前年同期比で減少しました。

この結果、情報機器の売上高は、前年同期比11億7百万円減少し13億2千2百万円となり、セグメント損益は、前年同期比2千7百万円増加し1千4百万円の利益となりました。

(その他)

運送事業において、倉庫業務は減少しましたが、輸送量が増加したことにより前年同期比で売上高は増加しました。また、輸送効率の改善及び経費削減等、コスト低減策を実施したことにより利益も増加しました。

この結果、その他の売上高は、前年同期比4千3百万円増加し5億1千7百万円となり、セグメント損益は、前年同期比5千7百万円増加し6千4百万円の利益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、35億2千万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は3億4千万円（前年同四半期連結累計期間は14億7千3百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益、減価償却費、仕入債務の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は11億4千万円（前年同四半期連結累計期間は5億2千1百万円の使用）となりました。これは主に有形固定資産及び投資有価証券の売却によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は13億1千4百万円（前年同四半期連結累計期間は4億8千7百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金及び長期借入金の返済によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、102百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間における研究開発活動の状況のセグメントごとの変更内容は、次のとおりであります。

<電線・デバイス>

重要な変更はありません。

<情報機器>

平成25年7月に株式会社JVCケンウッドへの吸収分割を行い、同事業から撤退しました。

<その他>

重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	176,000,000
A種優先株式	1,850
計	176,001,850

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成25年11月13日）	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	68,087,883	68,087,883	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
A種優先株式 （当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。）	1,850	1,850	非上場	単元株式数 1株 （注）
計	68,089,733	68,089,733	—	—

（注）1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
 - ①修正の基準
東京証券取引所の終値（先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の終値の平均値）の90%
 - ②修正の頻度
平成27年9月30日以降の毎年3月末日及び9月末日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ①取得価額の下限
当初取得価額である平成27年3月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額
 - ②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
なし
- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
当社の知る限り、当該取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

(1) A種優先期末配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いをするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)の配当をする。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当するものとする(以下、当社が上記の規定に従い期末配当金としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払う額を「A種優先期末配当金」という。)。

(2) A種優先配当率

A種優先配当率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.0%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

但し、日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.0%が10%を超える場合には、A種優先配当率は10%とする。

(3) A種優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金及びA種優先中間配当金の他は、剰余金を配当しない。

2 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

平成27年4月1日以降平成37年3月30日までとする。

(2) 取得価額

当初取得価額は、平成27年3月31日時点の、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下同様とする。)とし、平成27年3月31日に終値のない場合には、平成27年3月31日に先立つ直近の終値とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年9月30日以降、毎年3月末日及び9月末日(但し、同日が営業日でない場合には、その前営業日とし、以下「修正基準日」という。)に当該修正基準日における時価(以下に定義される。)の90%(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額に修正される(以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(但し、下記④に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目(以下本(3)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日(以下本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とし、時価算定期間のいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求がなされた日(同日を含む。)までの間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額等の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりその時点において適用される取得価額、下限取得価額及び上限取得価額(以下「取得価額等」という。)を調整する。但し、本(4)は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額等は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額等を調整する。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額等調整式」という。)により取得価額等を調整する。調整後取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額等} = & \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額等とする。調整後取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額等の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額等の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額等の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額等の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額等を適用する日に先立つ45取引日目(以下本(d)において「時価算定期間の開始日」という。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とし、そのいずれの日においても当社の普通株式の普通取引の終値がない場合には、時価算定期間の開始日に先立つ直近の終値とする。
- (e) 取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額等と調整前取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額等の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に前項、第15項に定める取得請求権の行使又は次項に定める取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部(但し、当社によって保有されるものを除く。)を、A種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、平成28年4月1日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価取得日」という。)が到来することをもって、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して金銭対価取得日の30営業日以上60営業日前に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、取得の対象となるA種優先株式が金銭対価取得日に当社以外の者に保有されていることを条件として、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- なお、金銭対価取得日の決定後も金銭対価取得日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。
- (2) 日本において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行(国際財務報告基準その他の公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを含み、以下総称して「会計基準等」という。)の適用(当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用を義務づけられたために当該会計基準等を適用する場合であるか、当社に適用される法令又は規則により当該会計基準等の適用が許容されたため当社が任意に当該会計基準等を適用した場合であるかを問わない。)により、当社が当社の連結財務諸表(連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における連結貸借対照表上、又は財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に定める財務諸表をいう。)における貸借対照表上、A種優先株式を純資産として計上することができなくなった場合にも、(1)と同様とする。

(3) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、その払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する4月1日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、又は第9項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

7. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) A種優先株主は、平成28年4月1日以降いつでも、当社に対し、30営業日以上60営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来及び金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となるA種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。

金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法上可能な範囲で、A種優先株主に対して、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する4月1日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、又は第9項(3)の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係るA種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 金銭対価取得請求受付場所

東京都港区新橋六丁目1番11号
東京特殊電線株式会社

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求日に発生する。

8. 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位

前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となるA種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となるA種優先株式のうち重複するA種優先株式については、第14項の定めにかかわらず第14項に基づく取得は行われず、第15項に基づく取得のみが行われるものとする。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

10. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

12. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	68,089,733	—	1,925	—	901

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	38,472	56.50
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,014	2.96
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,497	2.20
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	789	1.16
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	554	0.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	490	0.72
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	472	0.69
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目5番6号	452	0.67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	450	0.66
森川 憲三	東京都中野区	410	0.60
計	—	45,602	66.97

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合 (%)
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	38,472	56.75
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,014	2.97
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,497	2.21
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	789	1.16
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	554	0.82
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	490	0.72
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	472	0.70
東特塗料株式会社	東京都墨田区亀沢四丁目5番6号	452	0.67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	450	0.66
森川 憲三	東京都中野区	410	0.60
計	—	45,600	67.25

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,850	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 114,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,797,000	67,797	(注) 2
単元未満株式	普通株式 176,883	—	(注) 3
発行済株式総数	68,089,733	—	—
総株主の議決権	—	67,797	—

- (注) 1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 ②発行済株式(注)に記載しております。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義株式1,000株(議決権1個)が含まれております。
3 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式430株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
東京特殊電線株式会社	東京都港区新橋 六丁目1番11号	114,000	—	114,000	0.16
計	—	114,000	—	114,000	0.16

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,493	3,821
受取手形及び売掛金	4,660	4,591
たな卸資産	※2 1,779	※2 1,567
繰延税金資産	40	40
その他	375	526
貸倒引当金	△27	△30
流動資産合計	10,323	10,517
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,399	8,070
機械装置及び運搬具	10,765	10,565
工具、器具及び備品	2,860	2,412
土地	2,248	1,698
その他	294	213
減価償却累計額	△19,525	△17,652
有形固定資産合計	6,043	5,308
無形固定資産	100	73
投資その他の資産		
投資有価証券	1,912	1,846
繰延税金資産	42	39
その他	319	295
貸倒引当金	△50	△43
投資その他の資産合計	2,223	2,136
固定資産合計	8,367	7,518
資産合計	18,690	18,036

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,050	2,897
短期借入金	4,424	3,387
1年内返済予定の長期借入金	1,381	566
未払法人税等	157	100
未払費用	543	472
事業構造改革引当金	145	—
その他	410	496
流動負債合計	10,114	7,920
固定負債		
社債	—	100
長期借入金	963	962
環境対策引当金	1,076	1,076
退職給付引当金	1,095	973
その他	204	382
固定負債合計	3,340	3,493
負債合計	13,455	11,414
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,925	1,925
資本剰余金	901	901
利益剰余金	2,158	2,774
自己株式	△21	△21
株主資本合計	4,964	5,579
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△44	272
為替換算調整勘定	△403	△8
その他の包括利益累計額合計	△448	263
少数株主持分	720	778
純資産合計	5,235	6,622
負債純資産合計	18,690	18,036

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	10,246	9,331
売上原価	8,532	7,602
売上総利益	1,714	1,729
販売費及び一般管理費	※1 1,459	※1 1,068
営業利益	255	660
営業外収益		
受取利息	4	1
受取配当金	14	16
為替差益	—	58
持分法による投資利益	17	60
保険戻戻金	—	31
その他	46	68
営業外収益合計	83	236
営業外費用		
支払利息	118	96
為替差損	44	—
その他	23	20
営業外費用合計	186	117
経常利益	152	780
特別利益		
固定資産売却益	122	8
保険金収入	481	—
投資有価証券売却益	—	84
その他	—	14
特別利益合計	603	107
特別損失		
固定資産除却損	11	17
災害による損失	198	—
事業構造改革費用	14	—
関係会社株式売却損	—	2
投資有価証券売却損	—	121
特別損失合計	225	141
税金等調整前四半期純利益	530	746
法人税、住民税及び事業税	65	76
過年度法人税等	66	—
法人税等調整額	△2	6
法人税等合計	129	83
少数株主損益調整前四半期純利益	401	663
少数株主利益	17	39
四半期純利益	383	623

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	401	663
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△197	348
為替換算調整勘定	35	285
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	110
その他の包括利益合計	△162	745
四半期包括利益	238	1,408
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	256	1,335
少数株主に係る四半期包括利益	△18	72

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	530	746
減価償却費	329	237
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	60	△37
受取利息及び受取配当金	△18	△17
支払利息	118	96
持分法による投資損益 (△は益)	△17	△60
有形固定資産売却損益 (△は益)	△122	△8
有形固定資産除却損	11	17
保険金収入	△481	—
災害による損失	198	—
事業構造改革引当金の増減額 (△は減少)	14	—
事業構造改革費用	14	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	36
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	2
売上債権の増減額 (△は増加)	1,147	△321
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△299	△287
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,208	219
その他	498	77
小計	776	701
利息及び配当金の受取額	17	18
利息の支払額	△125	△99
保険金収入による受取額	930	—
災害による損失に伴う支払額	△83	—
事業構造改革に伴う支払額	—	△145
法人税等の支払額	△41	△134
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,473	340
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△85	△187
定期預金の払戻による収入	75	114
有形固定資産の取得による支出	△638	△172
有形固定資産の売却による収入	184	658
投資有価証券の取得による支出	△3	△3
投資有価証券の売却による収入	—	687
吸収分割に伴う収入	—	18
その他	△55	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△521	1,140

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	2,236	△580
長期借入れによる収入	118	—
長期借入金の返済による支出	△2,665	△793
社債の発行による収入		100
株式交付費の支払額	△141	—
少数株主への配当金の支払額	△8	△9
その他	△26	△30
財務活動によるキャッシュ・フロー	△487	△1,314
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	88
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	484	254
現金及び現金同等物の期首残高	4,064	3,265
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,548	※1 3,520

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、東特長岡株式会社の株式を吸収分割の形式により株式会社JVCケンウッドに承継したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、当社グループ国内事業の成熟した市場環境等を背景とした不採算事業撤退を伴う一連の取り組みを経て、また、当社の親会社である古河電気工業株式会社が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更することを契機として、第1四半期連結会計期間より開始した中期経営計画（平成25年度～27年度）における販売計画等に基づいて当社及び国内連結子会社の所有する資産の稼働状況等を検討した結果、今後は長期安定的な稼働が見込まれることから、定額法による減価償却の方法を採用する方が稼働実態をより適切に反映すると判断したために行ったものであります。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ29百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	60百万円	39百万円
受取手形裏書譲渡高	10百万円	23百万円

※2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	606百万円	581百万円
仕掛品	437百万円	387百万円
原材料及び貯蔵品	735百万円	598百万円
計	1,779百万円	1,567百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
給与諸手当福利費	487百万円	339百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
現金及び預金勘定	4,774百万円	3,821百万円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△225百万円	△301百万円
現金及び現金同等物	4,548百万円	3,520百万円

(株主資本等関係)

I 前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成24年 6 月27日開催の定時株主総会決議に基づき、資本準備金1,023百万円を減少し、その他資本剰余

金に振り替えるとともにその他資本剰余金のうち3,172百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補を行いました。

この結果、当第 2 四半期連結累計期間において資本剰余金が3,172百万円減少し、利益剰余金が3,172百万円増加しました。

II 当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	A種優先株式	12	6,745	平成25年 9 月30日	平成25年 10月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	電線・ デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,342	2,429	9,772	474	10,246
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,355	2,544	4,900	83	4,983
計	9,698	4,973	14,672	558	15,230
セグメント利益又は損失(△)	352	△13	339	7	346

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	339
「その他」の区分の利益	7
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	△94
四半期連結損益計算書の営業利益	255

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	電線・ デバイス	情報機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,491	1,322	8,814	517	9,331
セグメント間の内部売上高 又は振替高	644	1,294	1,939	120	2,060
計	8,136	2,617	10,753	638	11,392
セグメント利益	673	14	687	64	752

（注）1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業及びサービス業務受託事業等を含んでおります。

2 会計方針の変更等

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、当社グループ国内事業の成熟した市場環境等を背景とした不採算事業撤退を伴う一連の取り組みを経て、また、当社の親会社である古河電気工業株式会社が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更することを契機として、第1四半期連結会計期間より開始した中期経営計画（平成25年度～27年度）における販売計画等に基づいて当社及び国内連結子会社の所有する資産の稼働状況等を検討した結果、今後は長期安定的な稼働が見込まれることから、定額法による減価償却の方法を採用する方が稼働実態をより適切に反映すると判断したために行ったものであります。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益が、「電線・デバイス」で22百万円、「情報機器」で0百万円、「その他」で7百万円増加しております。

3 報告セグメント毎ごとの資産に関する情報

当第2四半期連結会計期間において、情報機器事業の譲渡により東特長岡株式会社を連結の範囲より除外しております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第2四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「情報機器」において3,191百万円減少しております。

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	687
「その他」の区分の利益	64
セグメント間取引消去	10
全社費用（注）	△101
四半期連結損益計算書の営業利益	660

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社JVCケンウッド

(2) 分離した事業の内容

情報機器事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループの情報機器事業は医用画像表示用高精細ディスプレイをメインとして、当社と東特長岡株式会社が一体となり、高性能、高付加価値の製品を提供してまいりました。

しかし、当社は事業構造改革を実施しており、事業の選択と集中を基本に、基幹事業である電線事業及びデバイス事業に経営資源を集中していくことを経営方針としております。そのため、本事業において将来にわたって高度な技術革新に対応すべく開発投資を行い、そして世界規模で販売・サービス体制を拡充して本事業を成長させていくことは、限られた経営資源では限界があること、また技術的に医用画像表示用高精細ディスプレイの技術は電線事業及びデバイス事業の技術とは独立しておりシナジー効果が得られないこと等を勘案し、株式会社JVCケンウッドへ本事業を承継することを決定いたしました。

(4) 事業分離日

平成25年7月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

株式会社JVCケンウッドを分割承継会社とし、提出会社を分割会社として情報機器事業に関連した資産及び負債（資産には本事業を営む連結子会社である東特長岡株式会社の全株式を含む）を分割対象とする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

△2百万円

(2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,266百万円
固定資産	830百万円
資産合計	2,096百万円
流動負債	1,182百万円
固定負債	153百万円
負債合計	1,335百万円

(3) 会計処理

譲渡した情報機器事業に関する投資は清算されたものとみて、譲渡したことにより受け取った対価となる財産の時価と、譲渡した事業に係る株主資本相当額との差額を譲渡損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

情報機器

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	1,322百万円
営業利益	14百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円64銭	8円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	383	623
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	12
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	383	610
普通株式の期中平均株式数(株)	67,933,637	67,929,017
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円41銭	7円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	12
普通株式増加数(株)	18,877,551	17,289,720
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年10月31日開催の取締役会において、平成25年9月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額：A種優先株式 12百万円

(ロ) 1株当たりの金額：6,745円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日：平成25年10月31日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

東京特殊電線株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 賢 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京特殊電線株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法について、従来、会社及び国内連結子会社は主として定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。